

宝塚市国民健康保険運営協議会

答 申 書

平成29年（2017年）1月25日

平成29年（2017年）1月25日

宝塚市長 中 川 智 子 様

宝塚市国民健康保険運営協議会

会長 一圓 光彌 (印)

委員 坂野 紘子 (印)

委員 岸本 通彦 (印)

平成29年度国民健康保険税の改定について(答申)

平成28年（2016年）11月7日付け、宝塚市諮問第33号にて諮問のあった標記のことについて、平成28年11月7日、12月2日、12月22日及び平成29年1月13日の4回にわたり、慎重に審議した結果、下記のとおり答申します。

3年連続の改定となる今回の保険税の見直しについては、より一層被保険者の生活実態の把握に努め、引き続き休日納税相談や休日減免相談を実施するなど親切丁寧な納付勧奨や減免制度の周知を徹底するなど、納税しやすい環境づくりに努めるとともに収納率の向上を図ることにより歳入の確保を求めるものである。また併せて、増え続ける医療費の適正化のため、特定健診の受診率や保健指導の利用率の向上などデータヘルス計画に基づく効果的・効率的な保健事業への取組、健康づくり事業への取組、レセプト点検及び後発医薬品差額通知など、国民健康保険事業全般において一層の歳出削減に努められたい。これら収支両面の改善策に全庁上げて取り組み、もって市民の生命と健康を支える社会保障の仕組みとしての国民健康保険事業の財政基盤の強化を図られたい。

なお、今年度で終了する国民健康保険事業経営健全化プランについては、その内容を盛り込んだ累積赤字解消計画を今後確実に実行することとし、平成30年度以降については、県の財政健全化の枠組みに入ることから、県広域化後に改めて検討すべきである。

## 記

### 答 申

1 平成29年度国民健康保険税は、次のとおり改定することが適当である。

#### (1) 基礎課税分

所得割税率について、現行6.80%を8.40%に改定すること。  
平等割額について、現行21,600円を23,900円に改定すること。  
均等割額について、現行25,500円を31,600円に改定すること。

#### (2) 後期高齢者支援金等課税分

所得割税率について、現行2.70%を2.20%に改定すること。  
平等割額について、現行7,300円を6,200円に改定すること。  
均等割額について、現行10,300円を8,900円に改定すること。

#### (3) 介護納付金課税分

所得割税率について、現行3.10%を2.70%に改定すること。  
平等割額について、現行7,000円を6,200円に改定すること。  
均等割額について、現行13,700円を12,100円に改定すること。

## 答 申 理 由

国民健康保険制度は、社会保障の一環として実施されており、被用者保険に加入していないすべての人を対象とし、国民皆保険体制の中核をなす重要な役割を担っている。昨今の国民健康保険制度を取り巻く環境は、加入者の減少、高齢化、高額な薬剤の承認と医療技術の高度化に伴う医療費の増加などにより、厳しい財政運営となっている。特に本市では、保険給付費等が恒常的に増加する中で、平成 17 年度、平成 24 年度、平成 27 年度と平成 28 年度に保険税率の改定を実施したものの、保険税率の据え置きが長く続いていたことや、賦課限度額についても法定限度額以下の設定が続いたことにより、平成 27 年度末で約 10 億 9 千万円の累積赤字額を抱える厳しい状況である。

こうした中、市は保険者として、当協議会が答申した平成 27 年度及び平成 28 年度国民健康保険税の改定の考え方に沿って、これ以上累積赤字を増やさないことを基本方針とし、平成 28 年度の単年度赤字は一般会計から繰り入れ、被保険者の負担増を抑制するためその 2 分の 1 については平成 29 年度に保険税の改定を行うこととし、また、国民健康保険事業経営健全化プランの中で当協議会が指摘した医療分の所得割、平等割、均等割の比率は、国が示す比率基準に準拠して改定するよう諮問した。

これを受け当協議会は、被保険者の税負担の現状と市の厳しい財政状況も考慮しつつ、国民健康保険財政の安定化・健全化を図るためには、国民健康保険税の引き上げはやむを得ないと判断した。ただし、算定で用いる収納率については得られる最新の収納率を採用することにした。また医療分の所得割、平等割、均等割の比率については、現状からの大幅な変化を避けつつ、かつ多数を占める少数世帯への影響が抑えられるよう、50 : 16 : 34 の比率を採用した。